

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、多度津町土地改良区が土地改良事業（農業体質強化基盤整備促進事業（水路改修事業）多度津地区）を行うことについて平成24年6月7日適当と決定した。

その関係書類を多度津町産業課において平成24年6月21日から同年7月11日まで縦覧に供する。

平成24年6月15日

香川県知事 浜 田 恵 造